

(原告)

- 1 現憲法下における現行民法及び戸籍法立法当時の同性愛の性的指向を有する者が置かれていた、我が国における社会的地位を明らかにする資料
- 2 上記1後から現在に至るまでの同性愛の性的指向を有する者の、我が国における社会的地位の変化を明らかにする資料
- 3 性的指向が「自らの意思で変えることは困難」(訴状10頁)とされる医学的、科学的根拠を示す資料
- 4 厚生労働省所管の人口動態統計や国民生活基礎調査、総務省所管の国勢調査、国民生活白書「子ども・子育て白書」(前身は少子化社会白書)のうち、法律婚に関連する部分(最高裁平成25年(オ)第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁〔以下「再婚禁止期間違憲訴訟判決」という。〕の判例解説〔669, 670(注23)頁〕, 最高裁平成24年(ク)第984号, 第985号同25年9月4日大法廷決定・民集67巻6号1320頁の判例解説〔372頁〕を参照)
- 5 憲法14条違反の主張に関し、同法24条は婚姻をするについての自由を憲法上の権利として保障するものであるとの見解以外の見解(例えば、再婚禁止期間違憲訴訟判決が採用した見解)に立った場合を前提とした予備的主張をするか否か、するとした場合でも、その余の主張は、婚姻をするについての自由を権利として保障するものであるとの見解に立った場合の主張と同様と理解して差し支えないか否か